

活 動

の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養等年間70兆円を超える森林の多面的・公益的機能の発揮や京都議定書の発効に伴う温室効果ガス排出量削減の達成のためには、「京都議定書目標達成計画」や「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」の着実な推進をはかるとともに、「森林・林業基本計画」に基づき森林の整備、木材の供給・有効利用、山村の活性化を促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進

(1) 「森林・林業基本法」に基づき策定された「森林・林業基本計画」に即し、重視すべき機能に即した森林整備の目標や木材の供給・利用の目標の達成に向けて森林・林業施策を総合的・計画的に推進すること。

なお、現行基本計画の見直しに当たっては、厳しい現状にある町村の森林・林業・山村の実態を十分に把握し、検討を進めること。

(2) 森林の多面的・公益的機能の持続的な発揮をはかり、森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、水や二酸化炭素排出等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税(温暖化

対策税)の創設・導入をはかるなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

2 林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉やFTA交渉等においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立、違法伐採を抑制するルールづくりに努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上悪化することのないよう配慮すること。

また、急激な輸入量の増加により、国内林業が深刻な打撃を受ける事態が生じた場合は、一般セーフガード(緊急輸入制限措置)の発動を迅速に行うこと。

3 森林管理対策の充実強化と森林基盤整備の推進

(1) 昨年度からスタートした「間伐等推進3力年対策」の着実な実施により、間伐遅れの解消と長伐期・複層林化への誘導を推進すること。

また、間伐材の利用促進をはかるとともに、間伐推進に係る補助事業の対象に、「巻き枯らし」など地域独自の方法を追加すること。

(2) 違法に伐採された木材は使用しないという基本的な考え方のもとに、その輸入に対する監視体制を強化するとともに、その使用に対し厳格な対応を求めること。

(3) シカ、イノシシ、サル、クマ等

の野生鳥獣による林業被害が深刻化しているため、防止対策を推進すること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病害虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策など防除制度の強化をはかるとともに、より効果的な駆除技術の開発や樹種転換、被害木等の利用を促進すること。

(4) 相続に伴う森林保有の細分化世代交代による境界の不明確化、木材価格の低迷による採算性の悪化等から放置森林が増大しているため、森林経営の集約化や公的管理のための対策を強化すること。

また、公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

(5) 森林の有する多面的機能の発揮をはかるための地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金制度については、平成19年度以降の拡充延長に向けて、制度要件の弾力化や事務の簡素化など必要な見直しを行い、平成19年度以降も継続するとともに適切な財政措置を講じること。

(6) 保安林の指定・解除にかかる権限については、地域の実情に精通している町村に移譲するよう措置すること。

(7) 森林法に基づき重視すべき機能に応じて区分された「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ごとに適切な森林整備を

促進するため、森林整備保全事業計画に基づき森林整備事業及び治山事業を計画的に推進すること。

また、里山等の竹林化を防止するため、侵入竹の駆除対策や簡易で効果的な駆除方法を早急に確立するとともに、竹材の用途開発や利用を拡大すること。

(8) 林道等の新設・改良を推進するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。

また、森林管理道を補完する作業路の開設や災害時の復旧については、森林管理道に準じた扱いとする

こと。

(9) 国民参加の森林や緑を守る運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動に対する適切な措置を講じること。

(10) 廃棄物の不法投棄による森林環境の悪化を防止するため、町村が行う森林保全活動に対し適切な措置を講じること。

4 担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成をはかるため、通年雇用制度の確立、社会保障制度の整備、研修制度等を充実すること。

また、新規就業者の確保をはかるため、技術・技能を習得するための研修を行う緑の雇用担い手育成対策事業を引き続き推進するとともに、住宅確保対策等必要な措置を講じること。

(2) 競争力のある木材産地を形成す

るため、担い手への森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進すること。

(3) 農林漁業金融公庫資金及び木材産業等高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

5 国産材の安定供給と需要の拡大

(1) 木材産業の体質強化をはかるため、木材の拠点的加工・流通施設等を整備するとともに、流域一体となつた原木の安定的供給体制を推進すること。

(2) 国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じるとともに、需要拡大と品質の向上をはかるため、木材の乾燥の促進等に対する支援や集材等の高次加工技術の研究開発を強化すること。

また、国産材を利用した場合の優遇措置や木材利用に関する規制緩和、情報提供・PR活動により、国内需要の拡大をはかるほか、輸出促進に向けた環境の整備をはかること。

(3) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるとともに、林地残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用をはかるため、ガス化等の技術開発及び施設整備に対する支援を強化すること。

6 森林・林業行政に係る地方財政措置の充実

(1) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用を一層促進するため、「森林・林業振

興対策」及び「国土保全対策」について、適切な措置を講じること。

(2) 町村における森林・林業行政の充実をはかるとともに、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する、森林・林業行政費」を新設するなど所要の財政措置を講じること。

また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。

18 水産業対策の充実

我が国の水産業は国民の健康で豊かな食生活の一翼を担っており、また、漁村は水産業の健全な発展のための基盤たる役割を担っている。

しかし、水産業及び漁村をめぐる環境は、水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、輸入の増大等による水産物価格の低迷、さらには引き続き漁船用燃油の高騰等極めて厳しい状況にある。

このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、「水産基本計画」に基づく具体的施策の早期実施等水産業振興対策をさらに充実させる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「水産基本計画」に基づく具体的施策の推進

水産物の安全と安定供給を確保し、併せて水産業の健全な発展と漁

村の振興をはかるため、「水産基本法」に基づき策定された「水産基本計画」に従い、具体的施策を着実に推進すること。

なお、現行基本計画の見直しに当たっては、厳しい現状にある町村の水産業・漁村の実態を十分に把握し検討を進めること。

2 水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の食品としての安全と安心を確保するため、衛生管理体制を強化するとともに、消費者の適切な消費行動に資するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する対策を強化すること。

特に、近年、輸入水産物を原料とする加工食品が増えていることから、「加工食品の原料原産地表示」の対象品目を拡大し、適正な表示が行なわれるよう措置すること。

(2) 魚食の普及に努めるとともに、地域水産物の特色を活かしたブランド化推進のための対策を強化すること。

(3) 産地市場の統合及び機能強化により、水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生と水産加工業の体質強化を推進すること。

(4) 水産物の需給と価格の安定化をはかるため、漁獲物の調整保管対策を強化すること。

また、水産物の輸出促進に向けた環境整備をはかること。

3 適切な資源管理に資する貿易

ルールの確立

水産物に関するWTO交渉及びFTA交渉等においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指すとともに、我が国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

特に、のり養殖業など国内水産業の経営維持の必要から設けられている輸入割当制度(IQ制度)については、その堅持をはかること。

また、輸入の増大によって我が国の漁業者等の経営に著しい影響が生じた場合は、速やかに一般セーフガード(緊急輸入制限措置)を発動すること。

4 漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営の安定をはかるため、漁業経営の維持に必要な資金や漁船の取得の円滑化に努めること。

また、引き続き漁船用燃油等の高騰は、漁業経営に深刻な影響を与えているので、金融税制対策や省エネルギー型漁業の確立・普及など、必要な対策を早急に講じること。

(2) 漁業経営の基盤強化を支援し、漁業就業者の確保・育成をはかるため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力の向上等の諸対策を総合的に推進するとともに、外国人研修制度の拡充をはかること。

活 動

(3) 合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を引き続き推進すること。

(4) 漁業災害補償制度が、漁業経営の安定対策として実効あるものとなるよう、制度の普及及び加入の促進等に努めること。

5 資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) 我が国周辺水域の資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多面的な資源管理型漁業の推進に努めること。

特に、近年大量発生が繰り返されている「大型くらげ」対策を強化すること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化やすべての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策を講じること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(3) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているため、指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

6 つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開をはかるため、栽培技術の開発、指導及び関連施設の整備等に努めるとともに、漁場の造成等に合わせた種苗放流を一体的に推進すること。

また、良好な養殖漁場の確保に努めるとともに、その環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興をはかるとともに、全国的に発生している「コイヘルペスウイルス病」等魚類疾病対策の強化をはかること。

また、生態系に悪影響を与えている外来魚に関する総合的な対策を講じるとともに、地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法を確立すること。

7 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 水産業・漁村の多面的機能の維持増進と離島漁業の再生をはかるため創設された「離島漁業再生支援交付金」については、必要な予算を確保するとともに、適用地域を離島以外の条件不利地域へも拡大すること。

(2) 漁村の生活環境の総合的整備と都市との交流促進等により漁村の活性化をはかるとともに、災害に強い漁村づくりを推進すること。

(3) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、引き続き漁港と沿岸漁場の整備を一体的・総合的に推進すること。

なお、現行漁港漁場整備長期計画の見直しに当たっては、「水産基本計画」との整合をはかり、厳しい現状にある町村の水産業・漁村の実態を十分に把握して検討を進めること。

(4) 海岸災害の防止対策を強化するとともに、自然環境の保全や都市との交流など、地域のニーズに対応した海岸整備を計画的に推進すること。

8 漁場・沿岸環境保全対策の推進
(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に努めること。

(2) 赤潮・貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発を促進するとともに、ダイオキシン類などの有害化学物質の魚介類への影響調査等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。
特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援すること。

(4) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムを確立するとともに、処理・再生体制を整備すること。

また、外国等からの海岸漂着物の処理に対して、関係官庁が一体となつて総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大な財政的負担等を強いられている町村に対し適切な措置を講じること。

(5) 「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」に基づき、引き続き当該海域の環境の保全・改善、水産資源の回復等の措置を講じること。

9 海外漁場の確保等
(1) 国際的な資源管理に貢献するとともに、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

10 試験研究と技術開発の推進
水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

11 漁村地域に対する地方財政措置の充実
漁村は、辺地、離島、半島等条件不利地域にあり、財政基盤も脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかる地方財政措置を充実すること。

19 地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成並びに企業立地の推進をはかる必要

活 動

がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 地域産業の育成と工業等の導入促進

(1) 厳しい状況にある地域経済の再生をはかるため、産学官のネットワーク等による産業集積（産業クラスター）の促進と広域市町村レベルでの産業施設の集約化を推進するとともに、地域のもつ資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業化をはかるための環境を整備すること。

(2) 「農村地域工業等導入促進法」に基づく第8次農村地域工業等導入基本方針を早急に策定すること。またその策定にあたっては、農村地域の実情を十分考慮し、実効性のあるものとするとともに、我が国の産業構造の変化の見通しを踏まえ、対象業種の拡大をはかること。

(3) 地域の伝統的工芸品産業の振興をはかるため、技術の継承、意匠の開発、製作や販売の場の提供などに対し、積極的な支援を行うこと。

2 地域商工業対策の充実

(1) 地域中小小売店の振興や空洞化が深刻化している町村の中心市街地の活性化をはかるため、商業基盤整備や空き店舗対策、イベントの開催や買い物バスの運行などに対する適切な措置を講じること。

(2) 地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など適

切な措置を講じること。

(3) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるよう政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業に対する信用補完制度を充実強化すること。

(4) 原油価格の高騰により収益が圧迫され、価格転嫁が困難となっている中小企業等に対して、金融、税制両面からの支援を強化すること。

20 生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備について適切な措置を講じること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

(3) 水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置を講じること。

2 汚水処理施設の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進する等、適

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

活 動

切な措置を講じること。
(2) 農業集落排水事業、漁業集落排水施設整備事業の整備について適切な措置を講じること。
(3) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の整備について適切な措置を講じること。

(4) 各種汚水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、汚水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

また、各種汚水処理事業の推進にあたっては、建設費及び運営経費の低減化をはかることから、地域の実情に応じた簡易な施設の整備ができるよう、整備形態及び補助採択基準等の弾力化をはかること。

(平成16年度末の汚水処理人口普及率 全国ベース79・4%、5万人未満の市町村59・6%)

3 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、都市公園等事業について、所要の事業量を確保すること。

また、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園等事業を重点的に推進すること。

4 住生活基本計画を推進すること。
5 火葬場・斎場等の施設整備について適切な措置を講じること。

21 道路の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな

潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。よって、国は次の事項を実現されたい。

1 道路網の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、道路事業について、所要の事業量を確保するとともに、遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう適切な措置を講じること。

また、道路特定財源については、所要財源の確保をはかること。

(道路実延長のうち、84・5%を占める市町村道の改良率は53・9%、舗装率は17・6%)

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持すること。

2 落石、崩土等の発生を未然に防止するとともに、雨量規制による支障を改善するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、道路冠水対策、冬期除雪迅速化など適切な措置を講じること。

3 「社会資本整備重点計画」に定め

られた重点目標を達成するため、交通安全施設等整備事業について、所要の事業量を確保すること。

22 河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、著しく整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進すること。

なお、国の管理する河川改修等の事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮するとともに、浚渫や自生雑木の除去等適切な措置を講じること。

2 「社会資本整備重点計画」に定められた重点目標を達成するため、海岸事業の推進等、適切な措置を講じること。

23 土地対策の確立

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、「土地基本法」の基本理念を踏まえた総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮す

べきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間及び国・地方を通ずる施策を総合調整すること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

2 特定土地区画整理事業及び特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

3 公共事業について、土地収用制度上の事業認定をつけることなく「租税特別措置法」の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

4 「第5次全国土調査事業十箇年計画」を計画的かつ着実に推進すること。

24 災害対策の推進

台風等による集中豪雨、頻発する地震等の災害に対し、災害復旧と住民生活の安全を確保するため、災害対策を一層充実する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整

体制を強化し、災害予防・応急・復旧対策を確立すること。

また、地震災害に関する資料の収集等を推進するとともに、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材を育成すること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフライン及び基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を強化すること。

(3) 公園・緑地及び緊急輸送道路路特に農道、林道等を整備すること。

(4) 貯水槽の整備及び井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄及び炊き出しのための資材整備について万全に備えること。

(5) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、補償制度を確立するなど、活動が持続できるよう適切な措置を講じること。

また、防災等ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(6) 近年の災害の多様化を踏まえ、防災対策を総合的に充実強化するため、防災基本計画の必要な見直しを行うとともに、町村が地域防災計画を見直す際は適切な措置を講じること。

(7) 災害時に避難場所となる施設に対する財政措置を拡大すること。

2 地震予知体制の確立

(1) 地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進

すること。

(2) 東海地震及び東南海・南海地震等の大規模地震に対し、観測体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を構築すること。

また、津波対策を充実するとともに、携帯電話等の移動通信を使った防災危機管理体制を整備すること。

(3) 地震予知については、地震の被害を軽減するためにも重要なもので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

3 非常時における情報通信システムの整備を推進すること。

4 社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、海岸事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進すること。

また、治山治水事業を推進するとともに、火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び防災対策総合治山事業等を推進すること。

5 災害救助その他応急対策等の充実

(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用及び災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備など応急対策を充実すること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧をはかるため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、「被災者生活再建支援法」の対象に住宅の建設費用等を含めると

ともに、「天災融資法」の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難及び山岳遭難等の救助活動に伴う町村の費用負担に対し、適切な措置を講じること。

(4) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付限度額等を引き上げること。

6 改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象を拡大するなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により、再度災害防止対策を推進すること。

7 町村が自主的に実施できる防災対策事業にかかる地方債及び地方交付税措置を充実すること。

また、自然災害防止事業債の所要額を確保すること。

25 町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

1 消防施設・設備の整備

消防防災設備については、地方債および交付税による万全の措置を講じること。

2 大規模災害対策等の推進

(1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について早急に推進すること。

(2) 防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備等については地方債及び交付税による万全の措置を講じること。

(3) 林野火災に対する総合的対策の推進するため適切な措置を講じること。

3 高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備をはかるため適切な措置を講じるとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

4 消防団の活性化

(1) 施設整備及び教育訓練等の充実をはかるため適切な措置を講じること。

(2) 団員の確保をはかるため、国においても啓発及びPRを積極的に行うこと。

26 戸籍制度の見直し

戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者に分かれており、事務が煩雑になっている現状に鑑み、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

活 動

また、戸籍事務の電算化にあつては、導入費用及びソフトの更新に要する費用を含めた運営経費に対し、適切な措置を講じること。

27 公職選挙制度の改善

区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

28 地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となっている。そのような中、町村は地方バス路線、離島航路及び空路等、真に必要な生活交通の確保及び住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の維持・整備をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 広域的、幹線的な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、その維持について適切な措置を講じるとともに、生活交通確保のための財源についても十分な措置を講じること。

また、地域協議会における協議結果については最大限尊重すること。
2 離島航路は極めて重要な交通機関であるので、安全の確保をはかるとともに、その維持について適切な措置を講じること。

また、離島空路は離島振興に不可

欠な交通機関であるので、「離島空路整備法」(仮称)の制定など維持・安定化をはかること。
3 第3セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、適切な措置を講じること。

4 駅及び公共交通機関等のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、適切な措置を講じること。

29 エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、地球温暖化をはじめとする地球環境問題さらには最近の原油価格の高騰を踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入にかかる対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 新エネルギーの開発・導入の推進
エネルギーセキュリティの確保、地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電、木質バイオマス発電及び波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取り組み等を行う地方公共

団体に対し、積極的な措置を講じる

こと。

また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の対象となる電源に廃棄物発電や1,000kw以上の中小水力を加えるとともに、電気事業者に対する新エネルギーの利用義務量を拡大すること。
2 原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理体制や事故発生時の迅速な情報提供体制の確立、防災資機材の整備等について一層推進すること。
なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て、推進すること。

3 省エネルギー対策の強化
長期エネルギー需給見通しの実現

と、環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・官・学の一層の連携、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置の強化をはかるとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。
4 石油の価格安定及び安定供給対策の推進
石油の価格安定対策を強力に推進するとともに、安定供給の確保をはかるため、石油備蓄対策及び石油開発対策の拡充・整備等を推進するこ

と。

と。

5 電源立地地域対策交付金制度の充実
クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、電源立地地域対策交付金制度の充実をはかるとともに、水力発電施設等所在市町村の合併により、交付金が減額とならないようにすること。

30 過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、過疎地域自立促進計画を作成し自立促進のための施策を推進しているが、今なお引き続き若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるなど多くの課題に直面しているところである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 財政力の弱い過疎地域にとって、過疎債の持つ意味と地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能は極めて重要であることから、過疎債の所要額の確保及び地方交付税の両機能の一体堅持をすること。

2 過疎地域における保健・医療対策を充実強化するとともに、勤務医師及び医療従事者の確保等を積極的にはかり、引き続きへき地に対する各種施策を推進すること。

3 過疎地域における郵政サービスが果たす地域に密着した役割を充分踏まえ、現在の郵政機能などを維

持・充実できるようにすること。
 4 過疎地域における義務教育職員
 の配置基準を緩和すること。

31 山村等地域振興対策の整備

国土保全、環境保全等で重要かつ
 多様な役割をはたしている山村地域
 は、若者を中心とした人口の流出に
 よる過疎化、高齢化、活力の低下など
 深刻な事態に直面している。また、
 依然として道路交通網、文化、教育、
 医療、生活環境等の整備が立ち遅
 れ、所得水準も低い状況にある。

今後、国土の均衡ある発展をはか
 り、多自然居住地域を築いていくた
 め、山村地域の振興とその活性化を
 総合的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現され
 たい。

1 産業振興、就業機会の創出と担
 い手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備
 等により就業機会を確保すること。

また、地域資源を活用した地場産
 業の育成、木質バイオマス等の未利
 用資源の活用、企業等の誘致、複数
 地住居、都市と山村の交流の推進等
 により、山村における産業の総合的
 振興をはかること。

(2) 若者に魅力ある職場を確保する
 とともに、中高年齢者の雇用を促進
 するため、適切な措置を講じるこ
 と。

また、山村における農林業の後継
 者対策を強力に推進すること。

2 生活環境基盤の整備

町村道、農林道等の生活・産業道
 路網の体系的な整備、交通機能の維
 持確保に努めるとともに、上下水
 道、汚水・廃棄物処理施設、地域医
 療、福祉施設、教育施設等の整備充
 実をはかるため、適切な措置を講じ
 ること。

特に、情報通信技術（ＩＴ）の進
 展に対応し、山村地域における光
 ファイバー網の整備を進めるとも
 に、携帯電話の利用地域の拡大が可
 能となる移動通信用鉄塔施設の整備
 を強力に推進すること。

3 山村地域の実態に即した財源確
 保対策

山村地域に対して公共投資の重点
 配分を行うとともに、「森林・林業振
 興対策」及び「国土保全対策」の充
 実等適切な措置を講じること。

32 豪雪地帯の振興

我が国の豪雪地帯は、冬の降雪
 による道路交通の遮断等により生活
 環境が著しく阻害されるほか、産業
 の立地も遅れているので、これらの
 障害を取り除き、地域の振興をはか
 る必要がある。

よって、国は次の事項を実現され
 たい。

1 「豪雪地帯対策基本計画」に基づ
 き、引き続き施策を計画的・効率的
 に推進するとともに、道府県計画の
 策定を促進すること。

2 寒冷補正の充実など、豪雪地帯

町村に対し、適切な措置を講じるこ
 と。

3 「社会資本整備重点計画」に即し
 て、豪雪地帯の道路整備を強力に推
 進し、「積雪寒冷特別地域道路確保
 五箇年計画」を着実に実施すること。

また、雪寒道路の指定を拡大し、
 除雪、防雪及び凍雪害防止対策を推
 進すること。

なお、消流雪用水源を確保（河川
 表流水の利用など）するとともに、
 国・県・市町村道を通ずる総合的な
 消除雪制度を確立すること。

4 公立学校及び公営住宅、消防防
 災施設等の整備を推進するととも
 に、医療・教育等の行政サービスの
 向上と定住促進に資する、高度な地
 域情報通信基盤の整備を推進する等
 適切な措置を講じること。

5 雪寒地帯における地方バスは各
 種整備が必要となるため、適切な措
 置を講じること。

6 除雪機械等の格納庫の整備を推
 進するとともに、豪雪に際して地方
 公共団体が行う公共の施設の除雪に
 対し、適切な措置を講じること。

7 豪雪地帯において、個性ある活
 性化を推進するための各種事業を推
 進すること。

8 雪崩から人命等を守るため、雪崩
 防止施設等の整備を推進すること。

33 半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれ
 ているが、三方を海に囲まれて幹線

交通体系から遠く離れ、一般的に平
 地も少なく、また、水資源も乏しいこ
 となど国土資源の利用面における制
 約から、産業振興及び生活環境の整
 備等が立ち遅れている実情にある。

このため、かかる現状を打開し、地
 域住民の生活の向上並びに国土の均
 衡ある発展という基本的な考え方を
 踏まえた地域の自立的発展をはかる
 ためには、各種施策を推進し半島地
 域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現され
 たい。

1 半島振興法に基づき策定された
 全国23半島地域の半島振興計画に基
 づく施策が、それぞれ着実かつ効果
 的に推進できるよう、長期的視点に
 たって各種事業にかかる支援施策を
 講じること。

2 半島地域の町村にとっては地方
 交付税は重要であるので、財源調
 整・財源保障の両機能を一体として
 堅持し、地域の実態に即した補正係
 数等の改善や財政需要の算定を行う
 こと。

3 「社会資本整備重点計画」に定め
 られた重点計画を達成するため、道
 路整備関係事業を推進し、半島振興
 に不可欠な半島循環道路、高規格幹
 線道路等を整備すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性
 を解消するため、道路、鉄道、空港、
 港湾等、交通基盤の整備を推進し、
 適切な措置を講じること。

4 情報格差を是正するため、光

活 動

ファイバー網、移动通信、CATV等の高度な情報通信基盤整備を推進すること。

特に、携帯電話のサービスエリアを拡大するなど、移动通信の地域間格差を是正するため移动通信用鉄塔施設整備事業を通信事業者と一体となつて推進すること。

5 半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかり、有害鳥獣の駆除に対する適切な措置を講じること。

6 半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進し、適切な措置を講じること。

7 半島地域における生活用水及び産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

8 半島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

また、廃棄物処理施設等、各種生活環境施設を優先的に整備すること。

9 少子・高齢社会に対応した福祉保健、医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

また、医療提供体制を強化し、不足する勤務医師及び医療従事者を確

保すること。

10 半島地域の一体的振興をはかるため、半島地域・都市部間の連携・交流を基調とする諸施策を推進するとともに、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。

11 半島地域は地震や風水害等の災害に対して脆弱であるため、災害防除や国土保全等にかかる施設整備や環境整備を促進すること。

12 半島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となつて総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられている地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、半島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

13 半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

14 「半島振興法」にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

34 離島地域の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある。

こつした状況を改善し、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安

定及び福祉の向上を図る必要がある。

よつて、国は次の事項を実現されたい。

1 離島町村に対する財政措置を充実すること。

(1) 離島地域にとつては、地方交付税は重要であるので財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持すること。

(2) 離島における関係事業費については、その円滑な実施のため、適切な措置を講じること。
(3) 過疎債、辺地債の所要額を確保すること。

2 離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

3 市町村合併により、行政単位が分轄される離島町村の振興対策を総合的に講じること。

4 離島道路の整備を促進し、離島間等の架橋事業を推進すること。

5 離島航路を充実、維持し、離島航路の安全の確保と船舶の大型化、高速化、バリアフリー化の推進のため、適切な措置を講じること。

また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資条件を緩和すること。

6 離島港湾の果たす重要な役割に鑑み、港湾機能の拡充強化のための施設及び外海離島における補完港の整備等を推進すること。

7 離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているの

で、「離島航空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

8 離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

9 離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

10 離島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道の整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

11 離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対し、適切な措置を講じること。

12 離島のカソリン・灯油類等の燃料価格の格差是正対策を早急に講じること。

13 離島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となつて総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられている地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、離島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

14 情報格差を是正するため、光ファイバー網、移动通信、CATV等の高度な情報通信基盤整備を推進すること。

特に、携帯電話のサービスエリア

を拡大するなど、移动通信の地域間格差を是正するため移动通信用鉄塔施設整備事業を通信事業者と一体となつて推進すること。

15 勤務医師、医療従事者の確保を積極的にはかり、病院・診療所・老人福祉施設等の整備並びに運営について、適切な措置を講じること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

16 離島における地域コミュニティの活性化及び若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進し、適切な措置を講じること。

17 離島地域における郵政サービスが果たす地域に密着した役割を充分踏まえ、現在の郵政機能などを維持・充実できるようにすること。

35 観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よつて、国は次の事項を実現されたい。

1 21世紀における観光の重要性及び観光立国としての位置づけを明確にするため、現行の観光基本法の速やかな改正を実現すること。

2 税財源の充実・強化

(1) 入湯税は、観光振興のための貴重な財源となつていことから、本

税を充実し、現行制度を堅持すること。

(2) 観光客によつて消防、清掃等多額の経費が必要になつていことを考慮して、関係町村の実情に即した適切な措置を講じること。

(3) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

3 観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設及び廃棄物処理施設の整備を推進するため、適切な措置を講じること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよつ、観光基盤施設を着実に整備し、適切な措置を講じること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進するため、適切な措置を講じること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあ

たつては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよつ配慮するとともに、新たな財政負担について適切な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

4 宿泊施設の大規模化や高層化等に鑑み、はしご車、化学車を増強するなど、消防力を強化すること。

また、大震災等の災害に備え、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

5 観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の倍增政策に基づくビジット・ジャパン・キャンペーンを充実し、日本の魅力・地域の魅力を海外へ発信し、観光地所在町村の国際化と活性化をはかること。

また、観光ルネサンス事業を拡充し、地域の魅力の増進をはかるとともに、訪日外国人旅行者の受入体制を整備すること。

6 高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備し、観光地におけるバリアフリー化を推進すること。

7 連続休暇取得による国内旅行需要創出のための環境整備をはかること。

8 観光地所在町村では、電柱・電線類が良好な景観形成の妨げとなるので、電線類地中化事業を推進するこ

と。

また、観光や地域の活性化のため、景観に配慮した地域づくりに取り組むこと。

36 水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よつて、国は次の事項を実現されたい。

1 水源地域対策の強化

(1) 「水源地域対策特別措置法」による指定ダムの全てに第9条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 独立行政法人水資源機構が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 安定的な維持用水の放流計画を

活 動

確立するとともに、環境保全及び防災に関する施策等の拡充をはかること。

(5) 水源地域の活性化をはかるとともに、地域間交流支援事業等による上下流連携を推進すること。

2 水資源開発の推進

(1) 「ウォータープラン21」を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな利水需要が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。

(3) 水質管理体制の充実強化及び下水道整備の促進をはかること。

(4) 地下水の人工かん養及び地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5) 水源複層林の整備及び水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

37 産炭地域対策の推進

産炭地域に対する石炭政策は、

「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」以下「石炭関連整備法」とする()に基づき、平成13年度末をもって終了したが、産炭地域の中には、今なお過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの問題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は産炭地域の自立・発展に資するよう、適切な措置を講じること。

38 非鉄金属等鉱山地域対策の推進

非鉄金属等鉱山地域は、所在鉱山のあいづく休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設及び鉱山の技術、インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

2 休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等を拡充強化すること。

3 休廃止鉱山に係る鉱害状況の調査を推進するとともに、鉱害防止対策及び地域環境整備を促進すること。

39 地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に関わる重

大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地对財特法」とする)は失効したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「地对財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。

2 人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講じること。

3 人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで

実施すること。

また、実質的に返済が不可能な「本人死亡」・「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5 公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

6 地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

40 北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

41 竹島の領土権の確立

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業及び鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済の補償に「ご自身のおクルマの補償」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら

- 通常に新規でご加入するよりも**40%**(保険料)[※]割引
(※町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合。車両保険は9等級からスタートします。)
- 集団扱契約によりさらに**5%**割引



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

車名 トヨタ カローラフィールダー
型式 NZE121G(車両クラス2)
初度登録 平成17年8月(新車割引あり)
年齢条件 30歳以上(家族限定)
共済(保険)金額 150万円

補償範囲	免責金額なし	免責金額 5 万円
オールリスクタイプ	43,160円	35,080円
(通常に新規で加入する場合)	71,930円	58,470円
エコノミー+A特約	21,060円	17,110円
(通常に新規で加入する場合)	35,090円	28,520円
A特約のみ	—	9,470円
(通常に新規で加入する場合)	—	20,520円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合のものです。保険料は平成18年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、自己負担していただく金額です。
- ・このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

平成17年10月24日 SJ05-05230